

昭和四十年政令第二百十九号

港則法施行令

内閣は、港則法（昭和二十三年法律第七十四号）第二条及び第三条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（港及びその区域）

第一条 港則法（以下「法」という。）第二条の港及びその区域は、別表第一のとおりとする。

（特定港）

第二条 法第三条第二項に規定する特定港は、別表第二のとおりとする。

（指定港）

第三条 法第三条第三項に規定する指定港は、別表第三のとおりとする。

附則

（施行期日）

1 この政令は、港則法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第八十号）の施行の日（昭和四十年七月一日）から施行する。

附則（昭和四十二年二月二日政令第三七七号）

（施行期日）

1 この政令は、昭和四十二年一月十日から施行する。

附則（昭和四十二年七月一〇日政令第一八四号）

この政令は、昭和四十二年八月一日から施行する。ただし、別表第一福島県の部江名の項、福井県の部三国の項、鳥取県の部鳥取の項、鳥取県鳥根根の部境の項、福岡県の部荏田の項及び大分県の部佐伯の項の改正規定は、公布の日から施行する。

附則（昭和四十二年四月二日政令第六七号）

（施行期日）

1 この政令の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる日から施行する。

一 別表第一愛知県の一部伊良湖の項、三重県の部宇治山田の項、兵庫県の一部高砂の項及び同部伊保の項の改正規定 この政令の公布の日

二 別表第一富山県の部伏木富山の項の改正規定及び次項の規定 昭和四十三年四月十七日

三 別表第一千葉県の部木更津の項及び大阪府の一部阪南の項並びに別表第二大阪府の項の改正規定 昭和四十三年六月一日

附則（昭和四十四年六月四日政令第一四一四号）

この政令は、昭和四十四年六月十日から施行する。ただし、別表第一島根県の部松江の項及び長崎県の部長崎の項の改正規定は公布の日から、同表新潟県の部新潟の項の改正規定は同年八月一日から施行する。

附則（昭和四十五年五月二七日政令第一四四号）

1 この政令は、昭和四十五年六月一日から施行する。

附則（昭和四十六年五月一日政令第一四三三号）

この政令は、昭和四十六年五月十五日から施行する。ただし、別表第一北海道の部枝幸の項及び岩内の項、茨城県の部鹿島の項、千葉県の一部館山の項並びに鳥取県の部鳥取の項の改正規定は、公布の日から施行する。

附則（昭和四十六年六月一日政令第一七一七号）

（施行期日）

1 この政令は、昭和四十六年七月一日から施行する。

附則（昭和四十七年四月二八日政令第一一三三号）

この政令は、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日（昭和四十七年五月十五日）から施行する。

附則（昭和四十七年五月三〇日政令第二〇九号）

この政令は、昭和四十七年六月十五日から施行する。ただし、別表第一新潟県の部直江津の項の改正規定は、公布の日から施行する。

附則（昭和四十八年一月二六日政令第五号）

（施行期日）

1 この政令は、法の施行の日（昭和四十八年七月一日）から施行する。

附則（昭和四十八年一月二〇日政令第三四〇号）

この政令は、昭和四十八年十二月一日から施行する。ただし、別表第一北海道の部留萌の項及び鹿児島県の部志布志の項並びに別表第二北海道の項の改正規定は、公布の日から施行する。

附則（昭和四十九年四月二日政令第九九号）

（施行期日）

1 この政令は、昭和四十九年四月十二日から施行する。ただし、別表第一北海道の部羅臼の項の改正規定は、公布の日から施行する。

附則（昭和四十九年一〇月二二日政令第三五三三号）

この政令は、昭和四十九年十一月一日から施行する。

附則（昭和五〇年七月二日政令第二〇五号）

（施行期日）

1 この政令は、昭和五十年七月十日から施行する。

附則（昭和五一年七月九日政令第一九四号）

この政令は、昭和五一年七月二十日から施行する。

附則（昭和五三年一月一八日政令第四号）

（施行期日）

1 この政令は、昭和五十二年二月一日から施行する。

附則（昭和五十四年一月一九日政令第六号）

この政令は、昭和五十四年二月一日から施行する。

附則（昭和五十五年一月二二日政令第二号）

この政令は、昭和五十五年二月一日から施行する。

附則（昭和五十六年一月二七日政令第一〇号）

（施行期日）

1 この政令は、昭和五十六年二月一日から施行する。

附則（昭和五十七年七月六日政令第一八八号）

この政令は、昭和五十七年七月十日から施行する。

（港湾運送事業に係る経過措置）

4 この政令の施行の際現に、改正後の港則法施行令別表第一の苦小牧港の区域（改正前の同表の苦小牧港の区域を除く。）において港湾運送事業法（昭和二十六年法律第六十一号）第二条第二項の港湾運送事業に相当する事業を営んでいる者は、この政令の施行の日から一年間は、港湾運送事業の免許を受けなくても、当該区域において当該事業を引き続き営むことができる。その者がその期間内に当該事業について免許を申請した場合において、免許をする旨又は免許をしない旨の通知を受ける日までの期間についても、同様とする。

附則（昭和五十八年八月三〇日政令第一九四号）

（施行期日）

1 この政令は、昭和五十八年九月一日から施行する。

（港湾運送事業に係る経過措置）

5 この政令の施行の際現に、改正後の港則法施行令別表第一の大分港の区域（改正前の同表の大分港の区域を除く。）において港湾運送事業法（昭和二十六年法律第六十一号）第二条第二項の港湾運送事業に相当する事業を営んでいる者は、この政令の施行の日から一年間は、港湾運送事業の免許を受けなくても、当該区域において当該事業を引き続き営むことができる。その者がその期間内に当該事業について免許を申請した場合において、免許をする旨又は免許をしない旨の通知を受ける日までの期間についても、同様とする。

附則（昭和五十九年八月二四日政令第二六〇号）

（施行期日）

1 この政令は、昭和五十九年八月二四日から施行する。

この政令は、昭和五十九年九月一日から施行する。
附則（昭和六〇年七月九日政令第二二〇号）
（施行期日）

1 この政令は、昭和六十年七月十五日から施行する。ただし、別表第一兵庫県の部尼崎の項及び西宮の項の改正規定並びに別表第二兵庫県の項の改正規定並びに次項から附則第四項までの規定は、同年十月一日から施行する。

附則（昭和六一年六月三日政令第二〇一号）

この政令は、昭和六十一年六月十五日から施行する。

附則（昭和六二年七月三日政令第二五五号）

この政令は、昭和六十二年七月十日から施行する。ただし、別表第二宮城県の項の改正規定は、同年十月一日から施行する。

附則（昭和六三年七月二日政令第二二七号）
（施行期日）

1 この政令は、昭和六十三年七月二十日から施行する。

附則（平成元年七月二日政令第二三〇号）

この政令は、平成元年八月一日から施行する。

附則（平成二年八月二七日政令第二五二号）

この政令は、平成二年八月二十四日から施行する。

附則（平成三年一〇月二二日政令第三二九号）
（施行期日）

1 この政令は、平成三年十一月一日から施行する。

（港湾運送事業に係る経過措置）

3 この政令の施行の際現に、改正後の港則法施行令別表第一の開門港の区域（改正前の同表の開門港の区域を除く。）において港湾運送事業法（昭和二十六年法律第六十一号）第二条第二項の港湾運送事業に相当する事業を営んでいる者は、この政令の施行の日から一年間は、港湾運送事業の免許を受けなくても、当該区域において当該事業を引き続き営むことができる。その者がその期間内に当該事業について免許を申請した場合において、免許をする旨又は免許をしない旨の通知を受ける日までの期間についても、同様とする。

附則（平成四年一二月九日政令第三二七号）
（施行期日）

1 この政令は、平成四年十二月十五日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行前にこの政令による改正前の横須賀港の区域（この政令による改正後の横須賀港の区域を除く。）における工事又は作業については港則法第三十一条の規定により横須賀港の港長がした許可は、同条の規定により京浜港の港長がした許可とみなす。

附則（平成五年八月二五日政令第二七九号）

この政令は、平成五年九月一日から施行する。ただし、別表第二茨城県の項の改正規定は、同年十月一日から施行する。

附則（平成六年七月一日政令第二二二号）

この政令は、平成六年七月十日から施行する。

附則（平成六年一〇月一三日政令第三三二号）

この政令は、平成六年十月二十日から施行する。

附則（平成七年二月二二日政令第四二七号）
（施行期日）

1 この政令は、平成八年一月五日から施行する。

附則（平成八年七月一九日政令第二二五号）

この政令は、平成八年七月二十五日から施行する。

附則（平成八年一〇月九日政令第三〇二号）
（施行期日）

1 この政令は、平成八年十月十五日から施行する。

（港湾運送事業に係る経過措置）

3 この政令の施行の際現に、改正後の港則法施行令別表第一の水島港の区域（改正前の同表の水島港及び玉島港の区域を除く。）において港湾運送事業法（昭和二十六年法律第六十一号）第二条第二項の港湾運送事業に相当する事業を営んでいる者は、この政令の施行の日から一年間は、港湾運送事業の免許を受けなくても、当該区域において当該事業を引き続き営むことができる。その者がその期間内に当該事業について免許を申請した場合において、その期間を経過したときは、その申請に基づく免許をする旨又は免許をしない旨の通知を受ける日までの期間についても、同様とする。

5 この政令の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる玉島港についての港湾運送事業に係るこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成九年一〇月一七日政令第三一七号）
（施行期日）

1 この政令は、平成九年十月二十四日から施行する。

（港湾運送事業に係る経過措置）

4 この政令の施行の際現に、改正後の港則法施行令別表第一の三河港の区域（改正前の同表の豊橋港及び蒲郡港の区域を除く。）において港湾運送事業法（昭和二十六年法律第六十一号）第二条第二項の港湾運送事業に相当する事業を営んでいる者は、この政令の施行の日から一年間は、港湾運送事業の免許を受けなくても、当該区域において当該事業を引き続き営むことができる。その者がその期間内に当該事業について免許を申請した場合において、その期間を経過したときは、その申請に基づく免許をする旨又は免許をしない旨の通知を受ける日までの期間についても、同様とする。

6 この政令の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる豊橋港又は蒲郡港についての港湾運送事業に係るこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成一〇年九月二日政令第三〇〇号）

この政令は、平成十年九月十日から施行する。

附則（平成一一年一〇月二〇日政令第三三〇号）

この政令は、平成一一年十月二十九日から施行する。

附則（平成一二年八月三〇日政令第四一〇号）

この政令は、平成一二年九月十日から施行する。

附則（平成一三年八月一〇日政令第二六九号）
（施行期日）

1 この政令は、平成十三年九月十日から施行する。

（港湾運送事業に係る経過措置）

4 この政令の施行の際現に、改正後の港則法施行令別表第一の開門港の区域（改正前の同表の開門港の区域を除く。）において港湾運送事業法（昭和二十六年法律第六十一号）第三条第一号から第四号までに掲げる港湾運送事業に相当する事業を営んでいる者は、この政令の施行の日から一年間は、同法第二十二條の二第一項に規定する許可を受けなくても、当該区域において当該事業を引き続き営むことができる。その者がその期間内に当該事業について許可を申請した場合において、その期間を経過したときは、その申請に基づく許可をする旨又は許可をしない旨の通知を受ける日までの期間についても、同様とする。

附則（平成一三年一二月二八日政令第四三四号）

(施行期日)
第一条 この政令は、測量法及び水路業務法の一部を改正する法律の施行の日(平成十四年四月一日)から施行する。

附則 (平成十四年一月三〇日政令第三二四号)
この政令は、平成十四年十一月一日から施行する。

附則 (平成十五年七月三〇日政令第三三九号)
この政令は、平成十五年八月二十日から施行する。

附則 (平成十六年八月二七日政令第二六二号)
この政令は、平成十六年九月十日から施行する。

附則 (平成十七年二月二二日政令第三七七号)
この政令は、平成十八年二月一日から施行する。

附則 (平成十九年七月二〇日政令第二六号)
この政令は、平成十九年八月一日から施行する。

附則 (平成十九年一月二二日政令第三二七号)
(施行期日)

第一条 この政令は、平成十九年十二月一日から施行する。

附則 (平成二十一年八月七日政令第二〇三号)
この政令は、平成二十一年八月二十日から施行する。

附則 (平成二十三年一月一四日政令第三二四号)
この政令は、平成二十三年十一月一日から施行する。

附則 (平成二十四年九月二〇日政令第二四〇号)
この政令は、平成二十四年十月一日から施行する。

附則 (平成二十五年八月三三日政令第二三三三号)
この政令は、平成二十五年九月一日から施行する。ただし、別表第一熊本県の部八代の項及び別表第二熊本県の項の改正規定は、同年十月一日から施行する。

附則 (平成二十六年七月二二日政令第二五四号)
(施行期日)

1 この政令は、平成二十六年八月一日から施行する。ただし、別表第一山口県の部徳山下松の項の改正規定及び次項の規定は、平成二十七年二月一日から施行する。

附則 (平成二十七年七月三二日政令第二八五号)
この政令は、平成二十七年八月十五日から施行する。

附則 (平成二十九年九月二二日政令第二四七号)
この政令は、平成二十九年十月一日から施行する。ただし、別表第一北海道の部釧路の項の改正規定は、同年十一月一日から施行する。

附則 (平成二十九年一月二二日政令第二六六号)
この政令は、海上交通安全法等の一部を改正する法律の施行の日(平成三十年一月三十一日)から施行する。

別表第一(第一条関係)

北海道	北見枝幸港島防波堤灯台(北緯四四度五五分四八秒東経一四二度三六分二秒)から三〇度一、一六五メートルの地点を中心とする半径一、二〇〇メートルの円内の海面
府県	雄武雄武港新北防波堤灯台(北緯四四度三五分一〇秒東経一四二度五八分八秒)から三〇度三度五三〇メートルの地点を中心とする半径一、〇〇〇メートルの円内の海面
道	紋別紋別灯台(北緯四四度二分二二秒東経一四三度二〇分五五秒)から九三度一、〇九五メートルの地点から九〇度二、〇六五メートルの地点まで引いた線、同地点から一五四

度一、七八〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二二〇度三〇分一、三九五メートルの地点まで引いた線、同地点から二七〇度引いた線及び陸岸により囲まれた海面	網走網走東防波堤灯台(北緯四四度一分二三秒東経一四四度一七一分一五秒)から二七九度六〇〇メートルの地点を中心とする半径二、一〇〇メートルの円弧のうち同地点からそれぞれ九〇度及び三〇五度引いた線以北の部分、同地点から九〇度二、一〇〇メートルの地点から一八〇度一、二三〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二三三度に引いた線並びに陸岸により囲まれた海面並びに新橋下流の網走川水面	羅臼羅臼港第三西防波堤灯台(北緯四四度一分一七秒東経一四五度二二分一〇秒)から二五三度六五五メートルの地点を中心とする半径一、〇〇〇メートルの円内の海面	根室根室港北防波堤灯台(北緯四三度二〇分五三秒東経一四五度三四分四四秒)から一九二度五〇〇メートルの地点を中心とする半径一、八〇〇メートルの円内の海面	花咲花咲灯台(北緯四三度一六分四三秒東経一四五度三五分二〇秒)から一八三度一、七〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二八五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	霧多霧多布三角点(四七メートル)(北緯四三度四分五〇秒東経一四五度八分二五秒)から〇度一、五〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二七〇度引いた線、同三角点から二六三度三〇分一、五九〇メートルの地点から二〇四度三〇分八五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二八八度三〇分四四〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一三度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	厚岸アイカツブ埼から二六二度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	釧路釧路灯台(北緯四二度五八分一〇秒東経一四四度二二分二四秒)から三五三度二〇メートルの地点から一八〇度三〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二七〇度八、五九〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二八度三〇分に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに雪櫃橋下流の釧路川水面	十勝広尾三角点(二六メートル)(北緯四二度一七分一一秒東経一四三度一九分一〇秒)から一〇度三〇分二、六六〇メートルの地点から一〇二度二、八四〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二一五度三〇分四、二五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二九一度引いた線及び陸岸により囲まれた海面	えり住吉山山頂から二〇八度一八五メートルの地点を中心とする半径一、〇〇〇メートルの円内の海面	様似様似港外西防波堤灯台(北緯四二度七分二六秒東経一四二度五四分四〇秒)から二八度七九五メートルの地点を中心とする半径一、五〇〇メートルの円内の海面	浦河浦河灯台(北緯四二度九分四六秒東経一四二度四六分三六秒)から三一九度一、四七〇メートルの地点から二五五度一、四〇五メートルの地点まで引いた線、同地点から一八六度八四〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一〇七度三〇分二、二一〇メートルの地点まで引いた線、同地点から六二度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	苫小牧小牧三角点(六・七メートル)(北緯四二度三七分五二秒東経一四一度三九分一六秒)から二六三度五、四一〇メートルの地点から一七四度五、〇〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点と苫小牧港東地区東防波堤灯台(北緯四二度三四分四九秒東経一四一度四六分一七秒)から一二〇度三〇分七、八四〇メートルの地点とを結んだ線、同地点から二〇度三〇分に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	室蘭室蘭港南外防波堤灯台(北緯四二度二〇分五六秒東経一四〇度五四分五八秒)から二五〇度五六〇メートルの地点から一二五度に引いた線、同地点から七度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
---	--	--	---	---	--	----------------------------------	--	--	--	--	--	--	--

伊達	東浜三角点(三メートル)(北緯四二度二七分四二秒東経一四〇度五二分一三秒)から二九〇度一、〇六〇メートルの地点を中心とする半径一、〇〇〇メートルの円内の海面
森	高森三角点(二五メートル)(北緯四二度六分二〇秒東経一四〇度三五分四〇秒)から三七七〇〇メートルの地点を中心とする半径一、五〇〇メートルの円内の海面
白尻	弁天島三角点(一〇メートル)(北緯四一度五六分一〇秒東経一四〇度五七分一〇秒)から二五六度八七〇メートルの地点を中心とする半径一、〇〇〇メートルの円内の海面
函館	穴洞岬から一八〇度九五〇メートルの地点から六九度に引いた線、同地点から大野川口左岸突端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
松前	松前灯台(北緯四一度二五分八秒東経一四〇度五分二〇秒)を中心とする半径一、〇〇〇メートルの円内の海面
福島	福島港外東防波堤灯台(北緯四一度二八分三三秒東経一四〇度一五分四五秒)から二五六度四七〇メートルの地点を中心とする半径一、〇〇〇メートルの円内の海面
江差	嶋島灯台(北緯四一度五二分五秒東経一四〇度六分五〇秒)から一一五度三〇分五四〇メートルの地点を中心とする半径一、八〇〇メートルの円内の海面
瀬棚	三本杉三角点(九五メートル)(北緯四二度二七分二四秒東経一三九度五一分七秒)から一九〇度一、七八〇メートルの地点から二七度一、四一五メートルの地点まで引いた線、同地点から六度一、五〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三〇度一、四七〇メートルの地点まで引いた線、同地点から八〇度一に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
寿都	寿都港北防波堤灯台(北緯四二度四七分四三秒東経一四〇度一四一分一七秒)から一八八度三五〇メートルの地点を中心とする半径一、八〇〇メートルの円内の海面
岩内	岩内港西防波堤灯台(北緯四二度五九分四八秒東経一四〇度三〇分三三秒)から二〇九度三〇分二、三一五メートルの地点から三四四度七四〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二六度二、五六〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一一七度三〇分に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
余市	シリバ岬から一三五度一に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
小樽	平磯岬から茅柴岬まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
石狩	鯨塚三角点(一〇メートル)(北緯四三度二二分五五秒東経一四一度一八分五一秒)から二八度六〇〇メートルの地点から三一五度三、五〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二八度五、九〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一四〇度一に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
増毛	増毛灯台(北緯四三度五一分一八秒東経一四一度三一分三九秒)を中心とする半径一、八〇〇メートルの円内の海面
留萌	留萌灯台(北緯四三度五七分三九秒東経一四一度三八分四二秒)から二一八度一、八〇〇メートルの地点から二七〇度一、三〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から〇度三、六六〇メートルの地点まで引いた線、同地点から九〇度一に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
苫前	苫前岬三角点(六〇メートル)(北緯四四度一八分三四秒東経一四一度三九分三秒)を中心とする半径一、五〇〇メートルの円内の海面
羽幌	港町三角点(一四メートル)(北緯四四度二二分東経一四一度四一分四三秒)から二三五度四一五メートルの地点から三二六度一四〇メートルの地点まで引いた線、同地点から九度三〇分一、四九〇メートルの地点まで引いた線、同地点から八七度四四五メートルの地点まで引いた線、同地点から一一四度一に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
天塩	天塩港西防波堤灯台(北緯四四度五二分一〇秒東経一四一度四四分四秒)から一一三度一、一〇五メートルの地点から二五三度一、三四〇メートルの地点まで引いた線、同地

青森

稚内	野寒布岬から声間崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
青苗	青苗岬から九〇度一、〇〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から〇度一に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
天売	天売港北防波堤灯台(北緯四四度二六分二二秒東経一四一度一九分五二秒)から二九二度三〇分三〇五メートルの地点を中心とする半径一、五〇〇メートルの円内の海面
焼尻	焼尻島三角点(五九・九メートル)(北緯四四度二六分三七秒東経一四一度二五分二一秒)を中心とする半径一、〇〇〇メートルの円内の海面
杏形	杏形岬灯台(北緯四五度一分一〇秒東経一四一度七分四八秒)から二八〇度二六五メートルの地点から三度七六〇メートルの地点まで引いた線、同地点から四三度一に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
鬼脇	石崎灯台(北緯四五度九分一秒東経一四一度一九分四三秒)から二二五度二、二八〇メートルの地点を中心とする半径一、〇〇〇メートルの円内の海面
鴛泊	鴛泊灯台(北緯四五度一分四七秒東経一四一度一三分五三秒)から一三五度五〇メートルの地点から一二三度三〇分四四〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一三三度三〇分一に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
香深	香深港北島防波堤灯台(北緯四五度一八分九秒東経一四一度三分一一秒)から二四七度三〇分五五メートルの地点を中心とする半径一、〇〇〇メートルの円内の海面
船泊	金田ノ岬灯台(北緯四五度二七分三七秒東経一四一度二分一秒)から一七五度九五〇メートルの地点を中心とする半径一、二〇〇メートルの円内の海面
深浦	入前崎から行合崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
鱒ヶ	鱒ヶ弁天崎を中心とする半径二、〇〇〇メートルの円内の海面及び明海橋下流の中村川水面
小泊	弁天崎から七ツ石崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに小泊橋下流の小泊川水面
三厩	三厩石を中心とする半径二、〇〇〇メートルの円内の海面及び増川橋下流の増川川水面
平館	平館北防波堤突端(北緯四一度九分三三秒東経一四〇度三八分二八秒)を中心とする半径二、〇〇〇メートルの円内の海面
青森	鼻線崎から二七〇度一に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに石森橋下流の堤川水面
小湊	安井崎から金附崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに雷電橋下流の汐立川水面
野辺	野辺地町と平内町との境界海岸(北緯四〇度五三分一〇秒東経一四一度五五分五秒)から九〇度一に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに野辺地橋下流の野辺地川水面
大湊	大湊港北防波堤灯台(北緯四一度一六分三一秒東経一四一度一〇分三三秒)から二二二度二二、二〇〇メートルの地点を中心とする半径三、六〇〇メートルの円内の海面及び下北橋下流の田名部川水面
川内	川内川西端(北緯四一度一分五二秒東経一四〇度五九分三二秒)を中心とする半径一、〇〇〇メートルの円内の海面及び同橋下流の川内川水面
脇野	脇野沢川導水堤突端を中心とする半径二、〇〇〇メートルの円内の海面並びに脇野沢川
瀨野	瀨野沢橋及び瀨野川瀨野橋各下流の河川水面
佐井	佐井港北防波堤灯台(北緯四一度二六分一一秒東経一四〇度五一分三八秒)から二二七度三〇分四八五メートルの地点を中心とする半径二、〇〇〇メートルの円内の海面

福島相馬	松川崎三角点(三〇メートル)(北緯三七度四九分二八秒東經一四〇度五八分四一秒)を中心とする半径一、六〇〇メートルの円弧のうち同三角点からそれぞれ七三度三〇分及び二六三度に引いた線以南の部分、同三角点から七三度三〇分一、六〇〇メートルの地点から三四二度三〇分五、七三〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二五七度二、〇四〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一九〇度三に引いた線並びに陸岸により囲まれた海面
茨城	安電三角点(八一メートル)(北緯三六度五七分五九秒東經一四〇度五五分五七秒)から二九度一九五メートルの地点を中心とする半径一、五〇〇メートルの円内の海面中いわずき市江名と同市折戸との境界海岸(北緯三六度五七分四七秒東經一四〇度五七分一九秒)から一三六度に引いた線以北の部分
茨城	安電三角点から二九度一九五メートルの地点を中心とする半径一、五〇〇メートルの円内の海面中江名港の区域に属する部分を除いた海面
茨城	小名下神白三角点(四六メートル)(北緯三六度五六分一九秒東經一四〇度五五分二二秒)から一七三度二、五九〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二五〇度四、三三〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三三三度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに玉川橋下流の藤原川水面
茨城	鴨子岬を中心とする半径一、〇〇〇メートルの円内の海面
茨城	大津大津岬灯台(北緯三六度四九分四七秒東經一四〇度四八分一秒)から三一八度九〇〇メートルの地点を中心とする半径一、五〇〇メートルの円内の海面
茨城	会瀬会瀬港防波堤灯台(北緯三六度三四分三三秒東經一四〇度三九分三七秒)から三一七度三〇分三六五メートルの地点を中心とする半径二、〇〇〇メートルの円内の海面
茨城	日立日立灯台(北緯三六度三〇分三四秒東經一四〇度三七分五六秒)から二〇八度三〇分一、八二五メートルの地点を中心とする半径一、八〇〇メートルの円弧のうち同地点からそれぞれ三〇度三〇分及び九八度に引いた線以東の部分、同地点から九八度一、八〇〇メートルの地点から一八八度二、三二五メートルの地点まで引いた線、同地点から二九二度三〇分に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに久慈川久慈大橋及び茂宮川新茂宮橋各下流の河川水面
茨城	常陸磯崎灯台(北緯三六度二二分五一秒東經一四〇度三七分三三秒)から一九一度一、六三三メートルの地点から六四度二、五八〇メートルの地点まで引いた線、同地点から〇度八、二〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二七〇度三に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
茨城	那珂那珂湊港南防波堤灯台(北緯三六度二〇分一五秒東經一四〇度三六分九秒)から一四二度四七〇メートルの地点から〇度三に引いた線、同地点から二七〇度三に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに那珂川湊大橋及び酒沼川酒沼橋各下流の河川水面
茨城	大洗大洗港沖防波堤南灯台(北緯三六度一七分二六秒東經一四〇度三五分一三秒)から二九三度三〇分二、三六五メートルの地点から二九度一、七九〇メートルの地点まで引いた線、同地点から九〇度一、四一〇メートルの地点まで引いた線、同地点から六度二、六一〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三四四度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
茨城	鹿島鹿嶋灯台(北緯三五度五九分三七秒東經一四〇度三八分五五秒)から八九度四五分五、二〇〇メートルの地点から二四一度に引いた線、同地点から一五一度九、七三〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二四一度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面

茨城	銚子一ノ島灯台(北緯三五度四四分五二秒東經一四〇度五二分二四秒)から一八六度五五〇メートルの地点を中心とする半径三、〇〇〇メートルの円内の海面及び松岸三角点(五一メートル)(北緯三五度四三分五三秒東經一四〇度四七分三二秒)から一〇度三〇分に引いた線以東の利根川水面
千葉	勝浦黒鼻から八幡崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
千葉	白浜安房白浜港灯台(北緯三四度五四分五三秒東經一三九度五五分八秒)から二二一度三〇分七四五メートルの地点を中心とする半径一、〇〇〇メートルの円内の海面
千葉	館山館山港防波堤灯台(北緯三四度五九分一六秒東經一三九度五〇分五二秒)から一〇八度六一〇メートルの地点を中心とする半径三、〇〇〇メートルの円内の海面及び汐入橋下流の汐入川水面
千葉	木更津津防波堤西灯台(北緯三五度二二分三三秒東經一三九度五一分四〇秒)から四九度四、八三〇メートルの地点から二九〇度八、〇四〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二二二度四、五〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二〇一度二、五〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一四七度三〇分に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに矢那川矢那川橋及び小糸川人見橋各下流の河川水面
千葉	千葉千葉灯標(北緯三五度三四分五秒東經一四〇度二分四五秒)から二三八度四〇分一二、八七〇メートルの地点から〇度に陸岸まで引いた線、同地点から一六三度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに江戸川行徳橋、海老川市道海神宮本線海老川橋、都川寒川大橋及び養老川送油橋各下流の河川水面
東京	岡田岡田港防波堤灯台(北緯三四度四七分三三秒東經一三九度二三分一九秒)から一九〇度七〇五メートルの地点を中心とする半径九〇〇メートルの円内の海面
東京	波浮竜王埼灯台(北緯三四度四一分九秒東經一三九度二六分三六秒)から一三四度三〇分一九〇メートルの地点から二八度四五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二一八度六八〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三〇八度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
東京	元町仲之原三角点(一四メートル)(北緯三四度四五分一七秒東經一三九度二二分六秒)から一八二度五六〇メートルの地点を中心とする半径七〇〇メートルの円内の海面
東京	新島新島三角点(四二九メートル)(北緯三四度二三分三八秒東經一三九度一五分五六秒)からナダラ岩東端を見とおした線、鳥ヶ島西端から鶴ノ根を見とおした線及び陸岸により囲まれた海面
東京	大久北風平三角点(一一九メートル)(北緯三四度七分四秒東經一三九度三〇分四九秒)を中心とする半径九〇〇メートルの円内の海面
東京	保心とす半径九〇〇メートルの円内の海面
東京	神湊横石鼻から〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二八二度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
東京	八重前塔ヶ鼻(北緯三三度五五分五秒東經一三九度四六分一五秒)を中心とする半径一、〇〇〇メートルの円内の海面
東京	東京浜十五号地南信号所(北緯三五度三六分五〇秒東經一三九度五〇分五五秒)から四八度四、五八〇メートルの地点から一九九度五、三七〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一九〇度一〇、六一〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二二三度九、三六〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二一九度六、〇〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二〇四度七、二三〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二二六度三〇分一、四五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から横須賀市夏島町北端(北緯三五度一九分四九秒東經一三九度三八分二七秒)まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面、中川及び荒川葛西橋、大横川練兵橋、大島川西支川巽橋、隅田川永代橋、亀島

神奈川県	横須賀市夏島町北端(北緯三五度一九分四九秒東經一三九度三八分二七秒)、同地点から六四度二、四七〇メートルの地点、同地点から四六度三〇分一、四五〇メートルの地点、観音埼灯台(北緯三五度一五分二二秒東經一三九度四四分三秒)から九〇度一、〇〇〇メートルの地点及び同地点から海獺島灯台(北緯三五度一一分四四秒東經一三九度四四分六秒)を見通し七、〇〇〇メートルの地点を順次に結んだ線、同地点から二九〇度に引いた線並びに陸岸により囲まれた海面
川賀	三崎 観音山鼻から城ヶ島安房崎まで引いた線、同島西端から二八一度一六〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三四八度二、六〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点と西ノ埼とを結んだ線及び陸岸により囲まれた海面
真鶴	真鶴 磯崎から九〇度四〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から真鶴埼北東端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
新潟県	姫川 姫川港沖防波堤東灯台(北緯三七度三分八秒東經一三七度五〇分五九秒)から一三一度九八〇メートルの地点から〇度一、六三〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二三六度二、五七〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一八〇度一に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
能生	能生 能生港北防波堤灯台(北緯三七度六分五九秒東經一三七度五九分五七秒)から二一九度九二五メートルの地点を中心とする半径二、〇〇〇メートルの円内の海面
津	直江 直江津港導流堤北灯台(北緯三七度一分一六秒東經一三八度一四分三八秒)から二一度一、六一五メートルの地点から三二五度三、〇三〇メートルの地点まで引いた線、同地点から五五度七、七〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一八〇度一に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに関川直江津橋及び保倉川信越本線鉄道橋各下流の河川水面
柏崎	柏崎 大久保三角点(四五メートル)(北緯三七度二分四秒東經一三八度三二分九秒)から二五八度一、六五〇メートルの地点から三三三度一、六〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から五三度三、七〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一四三度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに鶴川八坂橋下流の河川水面
寺泊	寺泊 長峰三角点(一五〇メートル)(北緯三七度三七分二四秒東經一三八度四五分五七秒)から〇度二、〇〇〇メートルの地点を中心とする半径一、三〇〇メートルの円弧のうち同地点からそれぞれ二〇度三分及び二九〇度に引いた線以西の部分、同地点から二九〇度一、三〇〇メートルの地点から二〇度一、一三〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一〇一度三分に引いた線並びに陸岸により囲まれた海面
新潟	新潟 新潟港西区西突堤灯台(北緯三七度五七分三二秒東經一三九度四分七秒)から二二〇度五五分四、〇四〇メートルの地点、同地点から三四〇度五、〇〇〇メートルの地点、次第浜三角点(三〇メートル)(北緯三八度四四秒東經一三九度一六分三三秒)から三二〇度五、〇〇〇メートルの地点及び同三角点を順次に結んだ線並びに陸岸により囲まれた海面並びに信濃川万代橋及び通船川山ノ下橋各下流の河川水面
岩船	岩船 岩船三角点(七三メートル)(北緯三八度二分四秒東經一三九度二六分一秒)から一八七度三分三、〇〇〇メートルの地点から二八五度一、八九〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一四度五、一一五メートルの地点まで引いた線、同地点から一〇四度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに明神橋下流の石川水面

富山県	魚津 魚津港北防波堤灯台(北緯三六度四九分一四秒東經一三七度二三分二九秒)から一六九度一、〇四〇メートルの地点を中心とする半径二、〇〇〇メートルの円内の海面
伏木	伏木 岩崎ノ鼻灯台(北緯三六度四八分三三秒東經一三七度二分五九秒)から三〇八度一、一〇〇メートルの地点から四〇度二、〇〇〇メートルの地点まで引いた線、富山東防波堤灯台(北緯三六度四五分五秒東經一三七度一分三三秒)から一〇二度三分一、四〇〇メートルの地点から〇度二、〇〇〇メートルの地点まで引いた線、これらの地点を結んだ線及び陸岸により囲まれた海面、小矢部川城光寺橋、庄川新庄川橋及び神通川菰浦橋各下流の河川水面、内川水面、放生津瀉水面並びに岩瀬運河及び中島門以北の富岩運河の各運河水面
水見	水見 唐島三角点(一一メートル)(北緯三六度五一分五一秒東經一三六度五九分四四秒)を中心とする半径一、九〇〇メートルの円内の海面並びに余川川間島橋、上庄川北の橋及び新川野尻屋橋各下流の河川水面
石川	石川 屏風崎南端から石崎屏風北西端まで引いた線、能登島灯台(北緯三七度六分四一秒東經一三七度一分二二秒)から新崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに大谷川新大谷川橋及び御祓川尾湾橋各下流の河川水面
穴水	穴水 タケガ鼻から二二九度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに城山橋下流の小又川水面
宇出	宇出 宇出津灯台(北緯三七度一七分五九秒東經一三七度九分八秒)から八六度六九五メートルの地点から一八〇度八二〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二七〇度一、五〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三三三度三分に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに笹谷川笹谷川橋、梶川港大橋及び薬師川薬師橋各下流の河川水面
小本	小本 城ヶ鼻(北緯三七度一八分一二秒東經一三七度一四分二〇秒)から一八〇度一、四一〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二七〇度一、三五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から〇度一に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
飯田	飯田 妙見山三角点(五四メートル)(北緯三七度二六分五四秒東經一三七度一六分二四秒)から二一〇度一、六〇〇メートルの地点を中心とする半径一、〇〇〇メートルの円内の海面及び吾妻橋下流の若山川水面
輪島	輪島 竜ヶ崎から一一四度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びにいろは橋下流の河原田川水面
福浦	福浦 藻ノ崎を中心とする半径一、〇〇〇メートルの円内の海面
滝	滝 滝崎灯台(北緯三六度五五分四秒東經一三六度四五分)から一五七度九六〇メートルの地点を中心とする半径八〇〇メートルの円内の海面
金沢	金沢 大野灯台(北緯三六度三六分五八秒東經一三六度三六分一〇秒)から二二七度三分五、〇二〇メートルの地点から三〇六度二、二〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三六度八、五四五メートルの地点まで引いた線、同地点から一二六度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面、大野川水面並びに普正寺橋下流の犀川水面

県

豊浜	豊浜港西防波堤灯台（北緯三四度四二分一五秒東経一三六度五六分一二秒）を中心とする半径九〇メートルの円内の海面
内海	内海港第四号防波堤灯台（北緯三四度四四分一六秒東経一三六度五一分二九秒）から一二〇度三〇分二、〇八〇メートルの地点から二一八度一、〇六〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三一二度三〇分二、四五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から五三度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに内海橋下流の内海川水面
常滑	常滑港南防波堤灯台（北緯三四度五二分四二秒東経一三六度五〇分一〇秒）から一二六度一、五一〇メートルの地点から二三〇度二、二〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一八八度三〇分八九〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二五九度五〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三三七度三、一五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から四八度三〇分一、三六〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三七度三〇分に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
名古屋	名古屋港北防波堤灯台（北緯三四度五五分五八秒東経一三六度四九分一九秒）から三四〇度一〇〇メートルの地点から伊勢湾灯標（北緯三四度五六分一六秒東経一三六度四七分三三秒）まで引いた線、同灯標から三五三度三〇分九八〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三三一度三〇分四、五二〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三八度二、四二〇メートルの地点まで引いた線、同地点から名古屋港高潮防波堤（鍋田堤）屈曲部南西角（北緯三五度一分六秒東経一三六度四分五三秒）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面、天白川千鳥橋、大江川名古屋鉄道常滑線鉄道橋、山崎川忠治橋、堀川朝日橋、荒子川門、庄内川一色大橋、新川庄内新川橋及び日光川水こう門各下流の河川水面、新堀川水面並びに中川運河水面
三重	三重桑名 揖斐川口灯台（北緯三四度五九分五八秒東経一三六度四三分一〇秒）から三四六度五、四六〇メートルの地点から一一八度に引いた線と伊勢大橋との間の揖斐川水面 四日市港東防波堤北灯台（北緯三四度五七分五九秒東経一三六度四〇分一一秒）から二五度三〇分六、一五〇メートルの地点から一五八度四、〇〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一三五度一、五一〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一九三度八、一六〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二七〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに朝明川朝明大橋、海蔵川三重橋、天白川大井ノ川橋、鈴鹿川磯津橋、鈴鹿川派川新五味塚橋及び三滝川大正橋各下流の河川水面 千代崎港南防波堤灯台（北緯三四度五一分一八秒東経一三六度三七分）から二二四度三〇分二二〇メートルの地点を中心とする半径一、五〇〇メートルの円内の海面及び千代崎橋下流の金沢川水面
津	警崎灯台（北緯三四度四二分四〇秒東経一三六度三一分二七秒）から一二九度一、五〇〇メートルの地点から二七〇度に引いた線、同地点から三三七度七に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに岩田川津興橋、安濃川安濃津橋及び志登茂川江戸橋各下流の河川水面並びに同灯台から一四九度五、五一〇メートルの地点から七七度二、七五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三二四度三、二五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二五七度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに相川橋下流の相川水面
松阪	松阪港東防波堤灯台（北緯三四度三七分東経一三六度三三分四一秒）を中心とする半径二、〇〇〇メートルの円内の海面
宇治	宇治山田港大湊防波堤灯台（北緯三四度三一分四五秒東経一三六度四五分三三秒）から山田二二八度二、六三〇メートルの地点を中心とする半径三、〇〇〇メートルの円内の海面並びに同円内の宮川、大湊川、勢田川及び五十鈴川の各河川水面

県

鳥羽	鳥羽西崎、日向島北端、答志島鳥ヶ崎、阪手島丸山崎及び加布良古崎を順次に結んだ線並びに陸岸により囲まれた海面
波切	波切港北防波堤灯台（北緯三四度一六分五三秒東経一三六度五三分五八秒）を中心とする半径二、〇〇〇メートルの円内の海面
浜島	浜島港灯台（北緯三四度一七分二八秒東経一三六度四五分五五秒）から三一二度三〇分三二〇メートルの地点を中心とする半径一、五〇〇メートルの円内の海面
五ヶ所	五ヶ所止崎から田曾崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
長島	長島大崎三角点（一三六メートル）（北緯三四度二〇分五八秒東経一三六度一九分五六秒）から大石を経て千鳥鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
尾鷲	尾鷲南曾鼻から佐波留島東端まで引いた線、同島北端から投石北端を経て猪ノ鼻（北緯三四度五分一四秒東経一三六度四分二二秒）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面、船津川汐見橋及び銚子川銚子橋各下流の河川水面並びに白石湖水面
木本	尾鷲モト鼻から佐波留島南端まで引いた線、同島北端から投石北端を経て猪ノ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
京都	木本鬼ヶ城三角点（一五三メートル）（北緯三三度五三分三〇秒東経一三六度六分四八秒）を中心とする半径二、〇〇〇メートルの円内の海面
浅茂	浅茂下岡三角点（二八六メートル）（北緯三五度四〇分二八秒東経一三五度二二秒）から三〇度一、九〇〇メートルの地点を中心とする半径六〇〇メートルの円内の海面及び同円内の福田川水面
間人	間人鷲ヶ岬を中心とする半径一、〇〇〇メートルの円内の海面
本庄	中浜大呂岬から友ヶ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
伊根	本庄林ノ下突端（北緯三五度四分四四秒東経一三五度一五分二六秒）から甲崎龜礁まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
宮津	伊根城山鼻から青島南端を経て鋤崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
舞鶴	宮津片島鼻から日置崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面（阿蘇海を含む）並びに大手橋下流の大手川水面
野原	舞鶴金ヶ崎から〇度に引いた線、博奕岬から二七〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに高野川新橋、伊佐津川大和橋、寺川前島みなと歩道橋、与保呂川新川橋、祖母谷川富士橋及び志楽川島橋各下流の河川水面
田井	野原コッツイ崎から三ツグリ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
大阪	田井小崎から椎崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
阪南	大阪深目豊国崎（北緯三四度一九分二四秒東経一三五度六分五六秒）から〇度に引いた線、長崎から二七〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに大川尾和橋及び東川落合橋各下流の河川水面
阪南	阪南港岸和田新東防波堤灯台（北緯三四度二九分二四秒東経一三五度二二分一一秒）から四五度二、〇七〇メートルの地点から三一〇度三、〇〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二〇六度七、二〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二二七度三、三四〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一五〇度二、〇〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二二三度一、二五〇メートルの地点まで引いた線、同地点

山県	宇久井鼻から駒崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに鉄道橋下流の長野川水面
井	勝浦シケ島鼻から乙島南端まで引いた線、同地点から鶴島南端まで引いた線、鶴島北端から三六度引いた線及び陸岸により囲まれた海面
浦	浦神懐山山頂から耳ノ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
古	古座九龍島島頂から三一〇度引いた線、同島南東端から四三度三〇分に引いた線及び陸岸西向により囲まれた海面並びに古座川橋下流の古座川水面
串	串本橋杭一ノ島から稲荷島を見おした線、橋杭一ノ島から戸島崎まで引いた線、遠見山山頂(二四メートル)から二四度九八五メートルの地点から二四六度引いた線及び陸岸により囲まれた海面
日	日置川河口南岸突端を結んだ線と日置大橋及び日置小橋との間の河川水面
田	田辺番所鼻から斎田崎(北緯三三度四三分三八秒東経一三五度二一分八秒)まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
日	日高壁川崎三角点(三八メートル)(北緯三三度五〇分四六秒東経一三五度九分五四秒)から二五二度二、二四〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三四三度三、七〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から四八度引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに日高川天田橋、下川西川小橋及び西川西川大橋各下流の河川水面
由	由良神谷崎から蟻島北端まで引いた線、同島南端から長崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに由良橋下流の由良川水面
湯	湯浅タタキノ鼻から一八一度引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに広川広橋及び山田川北橋各下流の河川水面
和	和歌宮崎ノ鼻から地ノ島南端まで引いた線、同島鹿ノ首から田倉崎まで引いた線及び陸岸に山下より囲まれた海面、土入川土入橋、紀の川北島橋、女良川旭橋及び有田川安諦橋各下流の河川水面並びに下津牛ヶ首防波堤灯台(北緯三四度六分五二秒東経一三五度八分二二秒)から二四度一、一五〇メートルの地点から一六四度三〇分に引いた線以西の加茂川水面
鳥	鳥取米子八尋鼻から三一五度引いた線及び陸岸により囲まれた海面
赤	赤碕赤碕港沖防波堤灯台(北緯三五度三〇分五一秒東経一三三度三九分三五秒)から二〇九度三〇分二七五メートルの地点を中心とする半径一、八〇〇メートルの円内の海面
鳥	鳥取鳥取港灯台(北緯三五度三二分三四秒東経一三四度一分二秒)から一四七度三七〇メートルの地点を中心とする半径一、五〇〇メートルの円内の海面並びに同円内の湖山川及び千代川の各河川水面
網	網代埼北端から二七〇度引いた線、駒馳山崎から〇度引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに岩本橋下流の蒲生川水面
鳥	鳥取向島島頂を中心とする半径八〇〇メートルの円内の海面
島	美保関三角点(一六七メートル)(北緯三五度三四分東経一三三度一八分二七秒)から二一三度三〇分一、二六〇メートルの地点から二〇六度三、七六〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二四一度一、三四〇メートルの地点まで引いた線、境港指向灯(北緯三五度三二分五二秒東経一三三度一四分二二秒)を中心とする半径四、〇〇〇メートルの円弧のうち同灯から一三八度三〇分に引いた線以南であつて、かつ、一六四度引いた線以東の部分、和名鼻(北緯三五度三一分五三秒東経一三三度一〇分四九秒)から一五五度引いた線、大根島亀崎東端から九〇度引いた線及び陸岸により囲まれた海面
島	益田市中ノ島と同市高津との境界海岸(北緯三四度四分四二秒東経一三一度四九分三秒)を中心とする半径一、五〇〇メートルの円内の海面及び高角橋下流の高津川水面

三	隅庵寺山三角点(八九メートル)(北緯三四度四分三三秒東経一三一度五五分五〇秒)から二七〇度四〇分一、三四〇メートルの地点から三五六度三〇分二、三〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から四三度三〇分三、六〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から大崎鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに岡見川鉄道橋及び三隅川鉄道橋各下流の河川水面
浜	浜田日和山三角点(七七メートル)(北緯三四度四分二秒東経一三三度四分三秒)から二六度三〇分二、四二〇メートルの地点から二九五度三〇分五九〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二三二度に馬島まで引いた線、同島水島鼻から二二八度三〇分四、〇六〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一四〇度引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに浜田川新橋及び周布川鉄道橋各下流の河川水面
江	江津渡津三角点(一三八・八メートル)(北緯三五度五五秒東経一三三度一四分二九秒)から二七〇度一、四〇〇メートルの地点を中心とする半径二、三〇〇メートルの円内の海面及び江川橋下流の江川水面
仁	仁万荒布場鼻から麦島西端まで引いた線、同島東端から広出鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
久	久手大田市久手町と同市島井町との境界海岸(北緯三五度一三分四一秒東経一三二度三〇分四秒)を中心とする半径一、三〇〇メートルの円内の海面
大	大社神戸川口右岸突端から笹子島北西端を見おした線及び陸岸により囲まれた海面
恵	恵曇生洲鼻から男島北端を見おした線及び陸岸により囲まれた海面
加	加賀獅子鼻から馬島北端まで引いた線、同島南西端から松ヶ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
七	七類九島西端から二二二度引いた線、同島東端から青木島北端まで引いた線、同島南端から二二二度引いた線及び陸岸により囲まれた海面
美	美保関港沖防波堤灯台(北緯三五度三三分二九秒東経一三三度一八分三二秒)から三八度三〇分五メートルの地点を中心とする半径五〇〇メートルの円内の海面
松	松江大谷三角点(一一四メートル)(北緯三五度二七分二六秒東経一三三度六分三六秒)から一〇六度二、一一〇メートルの地点を中心とする半径二、〇〇〇メートルの円内の海面並びに末次鼻から嫁ヶ島を見おした線以東の宍道湖水面及び大橋川水面
安	安来油壺鼻から亀島北端まで引いた線、同地点から二八六度引いた線及び陸岸により囲まれた海面
西	西郷高瀬崎から鳥貝崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
浦	浦郷白崎鼻からニグ鼻まで引いた線、獅子ヶ鼻から島根鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
日	日生松ヶ鼻からツプロ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに新橋下流の中州川水面
片	片上伊里川口右岸突端から前島東端まで引いた線、同島北端から生崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
鶴	鶴海騰尾鼻から高目鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
牛	牛窓馬立鼻から前島荒崎まで引いた線、同島城ノ鼻から〇度引いた線及び陸岸により囲まれた海面
西	西大九幡西突堤突端(北緯三四度三六分一六秒東経一三四度一分四七秒)から外波崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに広谷三角点(二三三メートル)(北緯三四度四分一七秒東経一三四度五六秒)から一三六度二、九〇〇メートルの地点から一二六度三〇分に引いた線以南の吉井川水面

山 県

小串外波崎から二〇七度三〇分に引いた線、同地点から九幡西突堤突端まで引いた線、西大寺港九幡東一号防波堤灯台（北緯三四度三六分一五秒東経一三四度一分五一秒）から三七度二九〇メートルの地点から二二五度三〇分に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	岡山高島北端から〇度に引いた線、同島南端から一八〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに京橋、中橋及び小橋各下流の旭川水面	宇野童崎（北緯三四度三一分八秒東経一三三度五七分四三秒）から一二四度三〇分六〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一九五度七八〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一五二度三〇分三八〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一七六度三〇分八五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二二六度八四〇メートルの地点まで引いた線、同地点から下島島西端まで引いた線、同地点から飛州（四・九メートル）まで引いた線、同地点から一九九度三〇分に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	日比松ヶ鼻から二六八度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	琴浦味野三角点（二〇九メートル）（北緯三四度二七分五三秒東経一三三度四七分二一秒）から八四度三〇分二、五六〇メートルの地点から九三度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	味野味野三角点から八四度三〇分二、五六〇メートルの地点から一八〇度一、二〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二七〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに大正橋下流の小田川水面	下津西ノ崎から九〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	井水島三百山三角点（一三五メートル）（北緯三四度二六分五八秒東経一三三度四六分五〇秒）から二六度一、三一〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二七七度三〇分九一〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三二二度一、〇三〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二八八度三〇分三、八〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二七〇度四、四八〇メートルの地点まで引いた線、同地点から〇度二、八九五メートルの地点まで引いた線、同地点から三二二度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに水島港玉島乙島防波堤灯台（北緯三四度三一分二秒東経一三三度四一分二七秒）から〇度七五メートルの地点から五四度に引いた線以南の高梁川水面	笠岡古城山三角点（六九メートル）（北緯三四度三〇分四秒東経一三三度三〇分二三秒）を中心とする半径九〇メートルの円内の海面	広島福山狐崎から仙酔島島ノ口岬まで引いた線、同地点から九〇度五、二〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三五九度七、二二〇メートルの地点まで引いた線、同地点から御崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに芦田川河口せき下流の芦田川水面	尾道大犬山山頂から西岩岳三角点（一三〇メートル）（北緯三四度二二分五八秒東経一三三度二九分二〇秒）まで引いた線、鶏小島から向島布刈鼻まで引いた線、同島女法崎から宝間鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	忠海猿ヶ鼻から大谷鼻（北緯三四度一九分四八秒東経一三三度二二秒）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	竹原太郎ヶ鼻（北緯三四度一八分九秒東経一三二度五二分二七秒）から阿波島源氏ヶ鼻（北緯三四度一九分二七秒東経一三二度五六分一二秒）まで引いた線、同地点から八〇度一、七五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から観喜山三角点（二六三メートル）（北緯三四度二〇分二九秒東経一三二度五八分三三秒）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
---	--	--	-------------------------------	--	---	------------------------------	--	--	---	--	---	--

安芸風早三角点（二九六メートル）（北緯三四度一八分四秒東経一三三度四六分五九秒）から津木谷三角点（一三八メートル）（北緯三四度一八分三二秒東経一三三度五一分四秒）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	呉豆倉鼻から一九九度一、八〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一四一度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面、下猫崎から二七〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに犬戻ヶ鼻から二六五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	広島観音崎から峠島南端を経て似島南端まで引いた線、同島地獄鼻から大カクマ島南端まで引いた線、同地点から沖ノ山鼻（北緯三四度一九分五七秒東経一三二度一九分一七秒）の方向に四、九五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三一八度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに瀬野川明神橋、猿猴川仁保橋、京橋川御幸橋、元安川南大橋、旧太田川住吉橋、天満川昭和大橋及び太田川庚午橋各下流の河川水面	大竹油見三角点（二三三メートル）（北緯三四度二三分二七秒東経一三二度一一分四二秒）から六五度一、六〇〇メートルの地点を中心とする半径二、三〇〇メートルの円弧のうち同地点から六度三〇分に引いた線以東であつて、かつ、八六度三〇分に引いた線以北の部分、同地点から八六度三〇分二、三〇〇メートルの地点から一七六度三〇分一、七一一〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二五三度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	土生平内島北端から三二九度に引いた線、同島東端から生名島波間田鼻まで引いた線、同島厳島北端から弓削島伊勢ヶ鼻まで引いた線、同地点から二五度三、七〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点と奥山山頂（三九一メートル）とを結んだ線及び陸岸により囲まれた海面	重井長串鼻から小細島北端まで引いた線、同島西端から一八八度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	佐木佐木島鍋ヶ鼻から八〇度一、〇〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一八〇度三、三七〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二六一度三〇分に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	瀬戸向上寺山三角点（六六メートル）（北緯三四度一八分二六秒東経一三三度五五分一三秒）から七六度八四〇メートルの地点を中心とする半径二、六〇〇メートルの円弧、高根島三角点（三一〇メートル）（北緯三四度一八分三二秒東経一三三度四分一四秒）と生口島婿戻ノ鼻とを結んだ線及び陸岸により囲まれた海面	鯨崎鯨崎から佐組島東端まで引いた線、同島西端から生野島馬取鼻（北緯三四度一七分一八秒東経一三二度五五分三三秒）まで引いた線、同島カンネ鼻から船島除ヶ鼻まで引いた線、同島南端から象頭鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	江ノ高山鼻から中ノ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	御手洗御手洗島三角点（四四九メートル）（北緯三四度一〇分一九秒東経一三二度五〇分五五秒）から岡村島観音崎まで引いた線、同島戸町山山頂（八八メートル）から三二〇度一、一〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三角島三角点（一一〇メートル）（北緯三四度一一分三六秒東経一三二度四八分四六秒）まで引いた線、同三角点から一八四度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	大西七々見山山頂（五七メートル）から長島三角点（七四メートル）（北緯三四度一五分五九秒東経一三二度五二分一八秒）まで引いた線、同三角点から長九郎鼻まで引いた線、同地点から舞鶴新開明神（北緯三四度一四分五七秒東経一三二度五四分五秒）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
--	---	--	--	--	---	--	--	--	-------------------------------	---	--

山口	山口岩国港北防波堤灯台（北緯三四度一分三秒東經一三二度四分五秒）から四一度一七五〇メートルの地点から二五八度三分に引いた線、同地点から兜島三角点（一〇二メートル）（北緯三四度七分一六秒東經一三二度一分五秒）まで引いた線、面高鼻から九〇度四、〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から兜島三角点まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面、小瀬川最下流送油橋下流の山口県の区域内の河川水面並びに今津川連帆橋及び門前川鉄道橋各下流の河川水面
久賀	大崎鼻から二八一度三分に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
安下	安下崎から龍崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
庄	小松津長鼻から一七度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに新明新橋下流の屋代川水面
柳井	柳井港東防波堤灯台（北緯三三度五七分七秒東經一三二度八分一七秒）から三八度六八〇メートルの地点から一八〇度二、三一〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二七〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに片野橋下流の片野川水面
室津	唐釜（一九メートル）から長島奈古屋崎まで引いた線、同島赤石鼻から横島大石鼻まで引いた線、同地点から四五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面中上関港の区域に属する部分を除いた海面
上関	唐釜から長島奈古屋崎まで引いた線、同島赤石鼻から横島大石鼻まで引いた線、同地点から四五度一、〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二八〇度一、一二五メートルの地点まで引いた線、同地点から三四二度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
平生	梶取岬から用害三角点（一〇九メートル）（北緯三三度五三分四秒東經一三二度二分四二秒）まで引いた線、同三角点から六四度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに八海橋下流の田布施川水面
室積	赤崎から赤岩まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
徳山	赤崎三角点（七一メートル）（北緯三四度二分四二秒東經一三二度四分三〇秒）から郷下松屋三角点（一四二メートル）（北緯三四度一分五秒東經一三二度四分二九秒）まで引いた線、馬島金崎から笠戸嶋三角点（二五六メートル）（北緯三三度五十六分一四秒東經一三二度四分三三秒）まで引いた線、同三角点から九二度一〇、九〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに最下流鉄道橋下流の島田川水面
三田	三田尻中関港築地東防波堤南灯台（北緯三四度五四秒東經一三二度三六分四三秒）から尻中二七度三分三〇メートルの地点を中心とする半径一、一〇〇メートルの円弧のうち同地点からそれぞれ二一度及び二五二度に引いた線以南の部分、中関灯台（北緯三三度五九分五八秒東經一三二度三分三八秒）から一五五度九九〇メートルの地点を中心とする半径九〇〇メートルの円弧のうち同地点からそれぞれ九六度三〇分及び三三五度に引いた線以南の部分並びに陸岸により囲まれた海面
秋穂	岩屋ノ鼻から七八度二、八〇〇メートルの地点まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面

山口	山口岩屋ノ鼻から二九三度三分に引いた線、阿知須千拓地東北端（北緯三四度一分一九秒東經一三二度二分五八秒）から幸崎千拓地南西端（北緯三四度一分三二秒東經一三二度三分四四秒）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
丸尾	丸尾月崎から丸尾崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
宇部	宇部黒崎から本山灯台（北緯三三度五二分五秒東經一三二度一分四九秒）まで引いた線、同灯台から二八〇度に引いた線、本山岬から一六〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに真綿川真綿大橋及び厚東川大橋各下流の河川水面
小野	小野小野田港防波堤灯台（北緯三三度五八分二四秒東經一三二度九分五三秒）を中心とする半径一、七〇〇メートルの円内の海面及び小野田橋下流の有帆川水面
厚狭	厚狭宮崎三角点（一一四メートル）（北緯三四度三二秒東經一三二度七分三七秒）から一五〇度一、三〇〇メートルの地点から一〇七度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに下津橋下流の厚狭川水面
小串	小串竜宮島北端から七三度に引いた線、同島南端から一五〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
特牛	特牛灯台（北緯三四度一九分九秒東經一三〇度五三分三〇秒）から二〇〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
角島	角島角島三角点（三〇メートル）（北緯三四度二〇分三七秒東經一三〇度五一分二秒）から四〇〇メートルの地点を中心とする半径六〇〇メートルの円内の海面
栗野	栗野串山三角点（五六メートル）（北緯三四度二分四三秒東經一三〇度五八分六秒）から九〇度八〇〇メートルの地点を中心とする半径八〇〇メートルの円内の海面及び鉄道橋下流の栗野川水面
仙崎	仙崎屋海鼻から青海島千貫瀬鼻まで引いた線、王子鼻から一八〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに琴橋下流の三隅川水面
萩	大瀬鼻から笠山山頂まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに雁島橋下流の松本川水面
須佐	海苔石から天神三角点（四六メートル）（北緯三四度三七分五〇秒東經一三二度三四分五四秒）を見とおした線及び陸岸により囲まれた海面
江崎	宇生ヶ崎から布鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
関門	一部崎灯台（北緯三三度五七分三三秒東經一三二度一分一三秒）から五六度三分一、九五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三三九度三、一四〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三三七度一、一一〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三〇九度一、二三〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三〇〇度に引いた線、根岳山頂（七一メートル）から太郎ヶ瀬鼻まで引いた線、南風泊東防波堤、同防波堤突端から南風泊北防波堤突端まで引いた線、同防波堤、竹ノ子島台場鼻から三二〇度三三七〇メートルの地点まで引いた線、同地点から四二度に引いた線、六連島灯台（北緯三三度五八分四二秒東經一三〇度二分四四秒）から五六度四、八〇〇メートルの地点から三〇度八〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二七〇度一、七二〇メートルの地点まで引いた線、同地点から六連島鶴ノ鼻まで引いた線、同島ウドノ鼻から二三三度四八〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一三三度六〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二四四度八七〇メートルの地点まで引いた線、同地点から和合良島島頂（二五メートル）まで引いた線、同島頂から二五七度二、九四〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二四六度三分に陸岸まで引いた線、白州灯台（北緯三三度五九分一秒東經一三〇度四七分三〇秒）から一八五度三分四、一六〇メートルの地点から三五六度五、一一〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三二二度三分六、三四〇メー

山口 福 岡 県 県

三瓶御手洗鼻から龍王崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	八幡城ヶ浦鼻から三四〇度引いた線及び陸岸により囲まれた海面	川之松ヶ鼻から丸岩鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	石	三崎才ミ岬から大島井濤を見とおした線及び陸岸により囲まれた海面	三机磯鼻から走手鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	長浜長浜港北防波堤灯台（北緯三三度三七分一二秒東經一三二度二九分二二秒）から二四三度八〇メートルの地点を中心とする半径九〇〇メートルの円弧のうち同地点からそれぞれ二二〇度及び二八六度引いた線以西の部分、同地点から二八六度九〇〇メートルの地点から一六度五〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から五二度三、一九〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一四二度引いた線及び陸岸により囲まれた海面	郡中郡中港西防波堤灯台（北緯三三度四五分三七秒東經一三二度四一分三八秒）から一四二度三〇分四四〇メートルの地点を中心とする半径一、〇〇〇メートルの円内の海面	松山興居島黒崎から一八五度三〇分四、一四〇メートルの地点まで引いた線、同地点から九〇度引いた線、同島神崎から白石ノ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	北条北条港灯台（北緯三三度五八分三三秒東經一三二度四六分一五秒）を中心とする半径一、〇〇〇メートルの円内の海面	菊間菊間港防波堤灯台（北緯三四度二分一八秒東經一三二度五〇分一六秒）から一九八度一八〇メートルの地点を中心とする半径七〇〇メートルの円内の海面及び更生橋下流の菊間川水面	今治大浜潮流信号所（北緯三四度五分二五秒東經一三二度五九分一六秒）から九六度三三〇メートルの地点から一二〇度三、二〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一四八度三、一一〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二三一度引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに東門橋下流の蒼社川水面並びに來島山尻ノ鼻からそれぞれ一七度及び二五四度引いた線並びに陸岸により囲まれた海面	吉海鴨磯から七〇度引いた線、同地点から津倉北端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	壬生壬生川港壬生川西防波堤灯台（北緯三三度五七分二五秒東經一三三度六分三九秒）から二六六度三〇分二、五五〇メートルの地点から六七度四、〇〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一四七度一、五九〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一九九度引いた線及び陸岸により囲まれた海面	西条西条港導灯（後灯）（北緯三三度五五分四五秒東經一三三度一〇分三二秒）から一四五度三五メートルの地点を中心とする半径二、〇〇〇メートルの円内の海面	新居新居浜市と西条市との境界海岸（北緯三三度五六分五三秒東經一三三度一四分九秒）から三五一度三〇分引いた線、大島虎崎から二七〇度三、〇〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二五四度引いた線、大島中山崎から一九六度引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに元塚橋下流の尻無川水面	寒川寒川港防波堤灯台（北緯三三度五八分二二秒東經一三三度三〇分五〇秒）から二一五度三〇分三二五メートルの地点を中心とする半径四〇〇メートルの円内の海面	三島川之江三角点（六二メートル）（北緯三四度四七秒東經一三三度四分三秒）から四四度川之一、六四〇メートルの地点から三二一度一、二二〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二三五度六、五七〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一六三度一、一〇
--------------------------------	-------------------------------	-------------------------------	---	---------------------------------	------------------------------	---	--	---	---	--	---	--	--	--	---	---	---

高知

〇メートルの地点まで引いた線、同地点から六〇度八七〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一三〇度引いた線及び陸岸により囲まれた海面	岡村岡村島三角点（一六〇メートル）（北緯三四度一分二三秒東經一三二度五三分二〇秒）から一九三度三〇分六四〇メートルの地点から一五八度二五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二二二度引いた線及び陸岸により囲まれた海面	宮浦泊ヶ鼻（北緯三四度四分五二秒東經一三二度五九分一四秒）から道明ヶ鼻（北緯三四度一分五八秒東經一三二度五九分二一秒）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	伯方金ヶ崎から波戸名鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	甲浦唐人ヶ鼻を中心とする半径一、〇〇〇メートルの円内の海面	室戸外防波堤突端（北緯三三度一五四分四九秒東經一三四度九分四七秒）を中心とする半径一、〇〇〇メートルの円内の海面	室津後免一号防波堤突端（北緯三三度一七分八秒東經一三四度八分三三秒）を中心とする半径一、〇〇〇メートルの円内の海面及び港橋下流の室津川水面	奈半奈半利川口左岸突端を中心とする半径一、五〇〇メートルの円内の海面及び奈半利川橋下流の奈半利川水面	高知高知灯台（北緯三三度二九分四六秒東經一三三度四分二三秒）から一八〇度五〇六メートルの地点まで引いた線、同地点から九〇度三、〇二五メートルの地点まで引いた線、同地点から三四二度三〇分引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに下田川五台山橋、国分川青柳橋、堀川大鋸屋橋、鏡川九反田橋及び新川御倉橋各下流の河川水面	宇佐白ノ鼻から〇度引いた線及び陸岸により囲まれた海面	須崎コギノ鼻から二五七度一、五五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から角谷岬まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに大峰橋下流の桜川水面	久礼大野崎から二一五度引いた線及び陸岸により囲まれた海面	上ノ加江崎から押岡崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	加江	佐賀鹿島東端を中心とする半径一、〇〇〇メートルの円内の海面及び佐賀橋下流の伊与木川水面	上川上川口港第五防波堤西灯台（北緯三三度二分二秒東經一三三度三分一二秒）から四七度三〇分七四五メートルの地点を中心とする半径一、一〇〇メートルの円内の海面及び王迎橋下流の蜷川水面	下田西道崎灯台（北緯三二度五五分一秒東經一三二度五九分五八秒）から三五四度三〇分一、八〇〇メートルの地点を中心とする半径三、〇〇〇メートルの円内の海面並びに四万十川山路渡船場（北緯三二度五八分一五秒東經一三二度五七分九秒）から〇度引いた線以東の後川及び四万十川の各河川水面	清水尾浦崎から遠見崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	宿毛大島三角点（九一メートル）（北緯三二度五四分五四秒東經一三三度四二分一秒）から六九度四三三メートルの地点から〇度引いた線、宿毛湾港大島灯台（北緯三二度五五分六秒東經一三三度四一分一六秒）から二三九度三五メートルの地点まで引いた線、同地点から二二七度一、八一五メートルの地点まで引いた線、同地点から御殿山三角点（三二メートル）（北緯三二度五五分一秒東經一三三度四分一六秒）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	福岡加布鷺ノ首から配崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
--	---	--	--------------------------------	-------------------------------	--	---	--	---	----------------------------	---	------------------------------	-------------------------------	----	---	---	--	-------------------------------	--	--------------------------------

島	奈留掛り先鼻から末津島西端まで引いた線、同島南端から奈留神鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
尾	福見埼から二二〇度引いた線及び陸岸により囲まれた海面
有川	野首埼から二四九度引いた線及び陸岸により囲まれた海面
青方	金剛埼から祝言島西ノ鼻まで引いた線、同島唐埼から七五度引いた線、相河大橋、三日ノ浦橋及び陸岸により囲まれた海面
小値	賀志港黒島南防波堤灯台（北緯三三度一〇分五七秒東経一二九度三分五一秒）から二四四度一、一九〇メートルの地点から三〇七度七七〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三五五度引いた線、同灯台から二三五度三〇分三三〇メートルの地点から六〇度三八〇メートルの地点まで引いた線、同地点から四〇度引いた線及び陸岸により囲まれた海面
平戸	山姥埼から黒子島東端を経て獅子駒埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
津吉	坊山埼から待鹿埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
生月	島瀬埼から九〇度一、五〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一八〇度引いた線、呼埼から潮見埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
大島	曲リ鼻から一八〇度六〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から九〇度引いた線、ツルノサガリ鼻から一八〇度引いた線及び陸岸により囲まれた海面
芦辺	若宮埼から竜神埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
郷ノ浦	細埼から烏帽子埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
勝本	名島島南東端から一三七度引いた線、同島北端から若宮島北東端まで引いた線、同島北西端から鳥屋鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
比田	尉殿埼から戸ノ埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
佐須	立場埼からトロク埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに佐須奈川昭和橋及び大戸川佐須奈橋各下流の河川水面
奈	耶良埼灯台（北緯三四度一分三九秒東経一二九度一七分五四秒）から八三度七〇メートルの地点から一五八度五五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二二〇度引いた線及び陸岸により囲まれた海面
豆	酸豆酸埼から小母埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
熊本	水俣明神埼（北緯三二度一二分一秒東経一三〇度二二分二秒）を中心とする半径一、七〇〇メートルの円弧、同地点からツツワ埼（北緯三二度一分二分二秒東経一三〇度二二分一秒）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
佐敷	鶴木山西端（北緯三二度一八分四四秒東経一三〇度二八分一〇秒）から唐船岩を経て唐船鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面、同山西端から一三五度三、〇〇〇メートルの地点から二二五度引いた線以北の湯浦川水面並びに白岩橋下流の佐敷川水面
八代	八代港北防砂堤灯台（北緯三二度三二分四九秒東経一三〇度三三分四秒）から五六度三〇分三、一八〇メートルの地点から二六一度三〇分七、二九〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一九七度三〇分一、二〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一一七度三〇分三、〇一〇メートルの地点まで引いた線、同地点から六二度三〇分一引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに水無川産島橋、前川八代大橋、南川南川橋及び球磨川金剛橋各下流の河川水面
三	角瀬戸ノ鼻から三角灯台（北緯三二度三七分三〇秒東経一三〇度二六分三九秒）まで引いた線、大矢野島塔ヶ埼から千東島六四郎鼻まで引いた線、黒埼から一八〇度引いた線、

熊本	白川左岸突端から二六五度三、〇五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二四九度三、二六〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一七四度三〇分一、五〇〇メートルの地点から八五度引いた線及び陸岸により囲まれた海面
百貫	檜崎山三角点（二七三メートル）（北緯三二度四七分二〇秒東経一三〇度三七分四九秒）から二九八度二、八五〇メートルの地点を中心とする半径一、八〇〇メートルの円内の海面及び同三角点から一八〇度引いた線以西の坪井川水面
長洲	長洲港北防波堤灯台（北緯三二度五五分二秒東経一三〇度二六分一九秒）から一四度三〇分一、〇二〇メートルの地点を中心とする半径一、三〇〇メートルの円弧のうち同地点からそれぞれ一〇度及び二七〇度引いた線以北の部分、同地点から二七〇度一、三〇〇メートルの地点から一八三度九九〇メートルの地点まで引いた線、同灯台を中心とする半径一、一〇〇メートルの円弧のうち同灯台からそれぞれ一五〇度及び二七〇度引いた線以南の部分並びに陸岸により囲まれた海面
合津	ソベノ埼（北緯三二度三一分二九秒東経一三〇度二五分五秒）から六六度前島まで引いた線、同島沖ノ鼻（北緯三二度三一分四七秒東経一三〇度二五分四五秒）から三五度中島まで引いた線、同島中島ノ鼻（北緯三二度三一分四一秒東経一三〇度一六分九秒）から鬼塚ノ鼻（北緯三二度三一分三三八秒東経一三〇度二六分一八秒）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
姫戸	小島鼻（北緯三二度二六分二七秒東経一三〇度二四分五二秒）から小島島頂を経て雨籠埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
本渡	茂木根埼から一三五度引いた線、須森南端から二七一度引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに広瀬川大矢橋、小松原川市安橋、町山口川昭和橋、南川昭南橋及び龜川明龜橋各下流の河川水面
牛深	牛深港灯台三角点（七六メートル）（北緯三二度一分二九秒東経一二九度一分一〇秒）から三三八度三〇分二五〇メートルの地点を中心とする半径二、二〇〇メートルの円弧のうち同地点からそれぞれ二六度及び一二四度引いた線以東の部分、同三角点から一四七度五〇〇メートルの地点から〇度引いた線並びに陸岸により囲まれた海面
富岡	巴埼から一六〇度引いた線及び陸岸により囲まれた海面
鬼池	鬼池港防波堤A東灯台（北緯三二度三二分五八秒東経一三〇度二一分二九秒）から二〇二度三〇分三六〇メートルの地点を中心とする半径九〇〇メートルの円内の海面
福岡	中津大塚三角点（四・一メートル）（北緯三三度三六分五六秒東経一三一度二分一五秒）を中心とする半径三、〇〇〇メートルの円弧のうち同三角点からそれぞれ一〇度及び二七九度引いた線以北の部分、同三角点から一〇度三、〇〇〇メートルの地点から二五度四〇メートルの地点まで引いた線、同地点から七一度六、二一〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一〇九度二、一五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二〇九度引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに山国橋下流の山国川水面
大分	長洲小松橋東端を中心とする半径一、八〇〇メートルの円内の海面及び小松橋下流の駅館川水面
高田	川口三角点（二・八メートル）（北緯三三度三四分三八秒東経一三一度二分三九秒）から一五度三〇分一四〇メートルの地点を中心とする半径二、五〇〇メートルの円内の海面並びに桂川桂橋及び寄藻川浮殿橋各下流の河川水面
津	琵琶埼から太郎岩を経て龜埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面

宮崎	宮崎北浦投石礁東端から烏帽子岩南端まで引いた線、同地点から三四二度に引いた線、投石礁東端から三四六度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	延岡	延岡東海山山頂(二五八メートル)から二六〇度一、〇〇〇メートルの地点を中心とする半径二、五〇〇メートルの円内の海面並びに同円内の五ヶ瀬川、祝子川、友内川及び北川の各河川水面	土々	土々洋望埼からタカチ澄に引いた線、同地点から一七八度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	呂	呂海	細島	細島倉戸鼻から乙島三角点(七九メートル)(北緯三二度二七分五五秒東経一三一度四〇分六秒)まで引いた線、同三角点から九二度三〇分二、七一五メートルの地点まで引いた線、同地点から一七七度三〇分一、七五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から戒の上三角点(一〇二メートル)(北緯三二度二五分二五秒東経一三二度四一分六秒)まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	宮崎	宮崎檣村水神松三角点(二・一メートル)(北緯三一度五四分二七秒東経一三一度二七分二四秒)を中心とする半径四、〇〇〇メートルの円内の海面並びに大淀川高松橋及び新別府川一ツ葉橋各下流の河川水面	内海	内海内海港沖防波堤灯台(北緯三一度四五分八秒東経一三一度二八分三三秒)から三四八度三八〇メートルの地点を中心とする半径一、三〇〇メートルの円内の海面及び内海橋下流の内海川水面	油津	油津裸岩灯台(北緯三一度三三分五秒東経一三二度二四分五九秒)から三一八度三〇分六六〇メートルの地点から一八〇度二四〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二〇〇度三〇分一、〇九〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二七〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに堀川運河水面	外浦	外浦観音埼から祇園埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに黒島橋下流の潟上川水面
----	--	----	--	----	--	---	----	----	--	----	--	----	---	----	---	----	---

福島	福島隠現鼻を中心とする半径一、三〇〇メートルの円内の海面並びに同円内の善田川、天神川及び福島川の各河川水面	鹿	鹿志	鹿志志布志港防波堤灯台(北緯三一度二八分二六秒東経一三一度六分三二秒)から一〇一度一、九〇〇メートルの地点から二一八度六、五〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三四六度三〇分に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	島	島内之火埼から高埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに内之浦橋下流の広瀬川水面	大泊	大泊波山鼻を中心とする半径一、五〇〇メートルの円内の海面	大根	大根城ヶ崎突端を中心とする半径一、五〇〇メートルの円内の海面	占	占鹿屋港北沖防波堤南灯台(北緯三一度二四分九秒東経一三〇度四五分三一秒)から八〇度八四〇メートルの地点を中心とする半径一、〇〇〇メートルの円内の海面	垂水	垂水港南防波堤灯台(北緯三一度二九分四一秒東経一三〇度四一分四二秒)から三八度三〇分八八〇メートルの地点を中心とする半径二、〇〇〇メートルの円弧のうち同地点からそれぞれ二五九度及び三五一度に引いた線以西の部分、同地点から二五九度二、〇〇〇メートルの地点から一六七度二、五七〇メートルの地点まで引いた線、同地点から八四度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに本城橋下流の本城川水面	福山	福山若御子鼻から宮浦川口右岸突端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	加治	加治加治木港基本水準標識(北緯三一度四三分四八秒東経一三〇度四〇分二秒)から二七五度三〇分二〇〇メートルの地点を中心とする半径八〇〇メートルの円内の海面並びに綱掛川綱掛橋及び日木山川日木山橋各下流の河川水面	鹿	鹿児平川三角点(一二六メートル)(北緯三二度二七分四二秒東経一三〇度三〇分三一秒)から一四七度一、七〇〇メートルの地点から九〇度一、七〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から沖小島三角点(三九メートル)(北緯三二度三分三九秒東経一三〇度三六分五五秒)まで引いた線、同三角点から神瀬灯台(北緯三一度三四分一秒東経一三〇度三五分二四秒)まで引いた線、同灯台から三四二度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに甲突川天保山橋及び乙田川小松原橋各下流の河川水面	喜入	喜入JX喜入石油基地船だまり東防波堤灯台(北緯三一度二三分四〇秒東経一三〇度三二分二八秒)を中心とする半径四、五〇〇メートルの円内の海面	山川	山川港番所鼻灯台(北緯三一度二分三六秒東経一三〇度三八分一二秒)を中心とする半径二、三〇〇メートルの円内の海面	枕崎	枕崎赤崩鼻からカク鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	野間	野間山神鼻を中心とする半径一、〇〇〇メートルの円内の海面	池	池串木串木野港防波堤灯台(北緯三一度四二分三六秒東経一三〇度一五分八秒)から一〇九度二、六六〇メートルの地点から二二八度二、八七〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三二二度三〇分三、九四〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二五二度三〇分五五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三二二度三〇分一、三〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三九度三〇分に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに醉尾川須賀橋、五反田川平江橋及びオコン川野元橋各下流の河川水面	川内	川内唐山三角点(四四メートル)(北緯三二度五一分四四秒東経一三〇度二二分六秒)から二〇三度二、九六〇メートルの地点から三一八度二、五〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一九度二、六二〇メートルの地点まで引いた線、同地点から牛ノ頭北端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに月屋山三角点(一六〇メートル)(北緯三二
----	---	---	----	--	---	---	----	------------------------------	----	--------------------------------	---	--	----	---	----	-------------------------------------	----	---	---	--	----	--	----	---	----	-------------------------------	----	------------------------------	---	---	----	---

別表第三 (第三条関係)	
都道府県	指定港
千葉県	館山、木更津、千葉
東京都	京浜
神奈川県	
神奈川県	横須賀
